

随意契約理由書

本業務は、老朽化等に伴うパーキング・チケット発給機の修繕を行うものである。

本業務は令和7年5月21日に条件付一般競争入札として公告したが、公告内容（入札参加資格）に誤りがあったことから、同月26日に取り止めた。

そのため、令和7年6月4日に再公告を行い、同年7月1日に開札したが、1者予定価格超過（2回目応札で辞退）、辞退2者、失格1者、不着1者につき入札執行が取り止めとなった。

再度、積算の見直しを行った上で令和7年7月16日に再公告を行ったものの、1者入札のため入札執行が取り止めとなった。

本業務は、39路線353基のパーキング・チケット発給機の修繕を反復継続的に行うものである。パーキング・チケット発給機を故障したままにすると、設置区間の駐車秩序の維持に支障を来すこととなる。また、利用する府民等の利便性を損うことに繋がることから、速やかに修繕することが求められる。

よって、本業務については、入札に応札した2者から比較見積もりを徴取し、最も安価であった業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号による随意契約を締結するものである。

以 上